第６期川崎市子どもの権利委員会報告書

令和元（２０１９）年9月

川 崎 市 子 ど も の 権 利 委 員 会

はじめに

川崎市子どもの権利委員会は、川崎市子どもの権利に関する条例第３８条に基づいて設置された委員会で、子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するための検証機関です。そして、この報告書は、第６期の川崎市子どもの権利委員会の活動の報告であり、①今期の委員会の活動を自己評価し、第７期の委員会に引き継ぐための資料とすること、②子どもの権利委員会による検証システムをより有効に機能させるための資料とすること、③行政、市民・ＮＰＯが子どもの権利委員会活動への理解を深めるための資料とすることを目的として作られています。

第６期川崎市子どもの権利委員会は、市長から「子どもに対する支援の協同と連携」について諮問を受けました。地域での切れ目のない支援を図る川崎市の「地域包括ケアシステム」構想のもとで、あらためていま子どもの権利保障にとって何が必要なのか、多様な世代の子ども自身や保護者、そうした人々を支える地域のニーズをいかに把握するかが私たちに問われたといってもいいかもしれません。委員会は、これまでの委員会の成果を基礎にしつつ、子どもの権利に関する実態・意識調査や行政施策の自己評価、行政や市民 NPO との意見交換（対話）をふまえて、子どもの実情を委員で共有しつつ、検討を積み重ねるなかでみえてきた課題について提言を行いました。

子どもの権利条約が採択されて３０年、日本の批准から２５年、そして川崎市の子どもの権利条例制定２０周年を前にしています。あらためて子どもの権利が、市民生活や子ども自身に息づいているのか確かめ合う時期かもしれません。

子どもの権利委員会が、子どもの権利条例に基づいて本来の役割を果たすためには、委員会、行政、子どもをはじめとする市民・ＮＰＯとのパートナーシップが不可欠です。川崎を子どもの権利が尊重され、「子どもにやさしいまち」にしていくためにも、この報告書が活用され、行政やより多くの市民の中に権利委員会の活動への関心が広がり理解が深まることを願っています。

令和元（２０１９）年9月

川崎市子どもの権利委員会委員長　　佐 々 木　光 明

目　　次

はじめに

Ⅰ　川崎市子どもの権利委員会の意義と役割

1　条例および子ども施策の進展と子どもの権利委員会による検証 …… 1
2　子どもの権利委員会による活動の実際 …… 2
3　条例の理解・啓発機能を持つ委員会活動 …… 3
4　国内外から高い関心と評価を受けている活動 …… 3
5　川崎市子どもの権利委員会の検証のしくみ …… 4

Ⅱ　第６期川崎市子どもの権利委員会の調査及び検証活動

1　子どもの権利に関する実態・意識調査 …… 6
2　市民、行政職員との意見交換会について …… 8
3　子どもに対する支援の協働・連携について（答申） …… １１

Ⅲ　川崎市子どもの権利に関する行動計画に対する意見

1　第４次川崎市子どもの権利に関する行動計画の評価について …… １３
2　第６次川崎市子どもの権利に関する行動計画策定に向けた意見 …… １５

Ⅳ　第６期川崎市子どもの権利委員会の自己評価

1　実態・意識調査について …… １８
2　施策の検証について …… ２０
3　行動計画への意見について …… ２１
4　委員会の組織・運営について …… ２２

Ⅴ　第６期川崎市子どもの権利委員会を通して …… ２４

資　料

1　第６期川崎市子どもの権利委員会への諮問書（写） …… ２８
2　第６期川崎市子どもの権利委員会等の開催状況 …… ２９
3　第６期川崎市子どもの権利委員会委員名簿 …… ３２

凡　例

本書中で特に断りなければ、それぞれの用語は次のとおりとする。

○「条例」又は「子どもの権利条例」は「川崎市子どもの権利に関する条例」をいう。

○「権利委員会」又は「子どもの権利委員会」は「川崎市子どもの権利委員会」をいう。

○「行動計画」は、「川崎市子どもの権利に関する行動計画」をいう。

○「実態・意識調査」は「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」をいう。

Ⅰ　川崎市子どもの権利委員会の意義と役割

１　条例及び子ども施策の進展と子どもの権利委員会による検証

川崎市子どもの権利委員会第６期（平成２８（２０１６）年１０月～令和元（２０１９）年９月）の活動を報告するにあたって、第１期から第５期までの報告書と重複する部分もあるが、子どもの権利委員会の意義・役割・活動の特徴などについてあらためて述べておきたい。

（1）子どもの権利委員会による検証の意味と意義

子どもの権利委員会は、子どもに関する施策を子どもの権利の視点から検証する第三者機関である。ここでいう検証とは、①子どもの権利に関する実態・意識調査等を通じて子どもの権利状況を把握し、②行政の自己評価に基づき行政や市民等と対話を行い、それらの結果を踏まえ、③子ども施策の進展に向けた提言を行う一連の活動である。

このような検証は、これまで国や自治体で進めてきた事業評価・政策評価とは異なり、子どもの権利を基準にした新たな事業評価・政策評価といえる。これまでの事業評価・政策評価は、費用対効果、効率性、有効性などを数値で計ることが一般的であるが、そのような方法のみでは権利保障に関する評価としては十分ではなく、また権利保障の推進に好ましい結果をもたらさないこともある。事業・政策の多くは権利保障にかかわるので、評価の視点や方法に権利を含めることが重要であり、その効果として予算や人の効率化、事業の改善、説明責任の向上、職員の意識改革などにとどまらず、子どもの視点、子どもの権利保障にどこまで貢献したかという視点を位置づけることが不可欠である。

この検証のプロセスを貫くものは子どもの権利という視点である。基準となる子どもの権利は、子どもに関わるグローバルスタンダードである子どもの権利条約と川崎市における子どもの権利に関する施策の基本となる子どもの権利条例に基づいている。

また、この検証のプロセスでは、子どもをはじめとする市民参加が重視される。子どもは、行政からすると、もっぱら施策の対象と位置付けられるが、子どもの権利条約や子どもの権利条例で示されているように権利の主体である。子どもは権利の主体であるという視点から、子どもの権利がどこまで保障されているのかについて、行政の自己評価のみならず子どもをはじめとする市民の評価も含めて検証することが求められている。

このような検証のプロセスは、子ども施策の計画・実施・評価の総合化につながるのである。

（2）パートナーシップの視点と手法としての対話

子どもの権利委員会は、委員、行政職員、市民によるパートナーシップ型の検証機関として位置づけられ、その活動もパートナーシップの視点と方法を重視している。子どもの権利委員会の活動においては、子どもの権利の実態あるいは子ども施策の現状等について、一定の基準・指標に基づき、子どもの権利委員会と行政や市民・ＮＰＯ等が理解を深めたり、成果や課題を見出したりするという方法を大切にしている。こうした手法を「対話」といって子どもの権利委員会はこれまでも重視してきた。

子どもの権利をはじめ権利の保障にかかわることがらの大部分は、議会や行政任せでは実現しな

い。市民・ＮＰＯのかかわりや参加が不可欠であるし、そのための条件整備が求められる。子どもをはじめとする市民の参加は、行政だけでは把握できない子どもの現実や取組の実態などを明らかにすることに貢献し、条例の内容とその推進をより現実的で効果的なものにする。そのなかでも、子ども自身の参加が一層重要であることはいうまでもない。

施策を実施する者、施策を検証する者、市民、子どもが、それぞれの役割を確認しあいながら、パートナーシップの下に子どもの権利保障をいかに進展させられるかを重視した。しかし、子どもの権利委員会と市民・ＮＰＯ、あるいは行政と市民・ＮＰＯとのパートナーシップについて、第６期においても、より広く機会を持つことに努め、持ち方の工夫にも努めた。相互の対話は、それ自体、子どもの権利の認識を深め、条例が知られるきっかけともなるので、検証のプロセスにしっかりと位置づけていく必要がある。

（３）子どもの権利委員会の活動を支える構成と主体的な活動

子どもの権利委員会の委員は、子どもの権利条例により、「人権、教育、福祉等の子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある者及び市民」（第３８条第４項）から構成されている。委員の専門あるいは活動分野の多様性は、多角的な審議や効果的な提言をもたらしたといえよう。とかくこうした委員会においては学識経験者が主導になりがちであるが、第６期の委員会活動においても、すべての委員がそれぞれの立場で十分な力を発揮したことが重要な成果である。

実態・意識調査の項目作成・結果分析・報告書の作成、子ども施策の検証・答申書の提出というような活動はすべて、子どもの権利委員会が主体的に行った。また、審議においては、委員同士の自由かつ活発な議論に基づき、委員会自らが視点・内容・手法を提示しつつ、検証し答申を行った。

なお、行政においては、関連部署で構成される「川崎市こども施策庁内推進本部会議」を設け、全庁的な連携・調整を行いながら子どもの権利施策を推進するとともに、子どもの権利委員会による検証についても連携している。

２　子どもの権利委員会による活動の実際

①　第６期子どもの権利委員会は、５ページの図にあるように、まず、第１期から第５期までの調査も考慮しながら、市長の諮問事項である「子どもに対する支援の協働・連携について」を一つの柱にした、子どもの権利や権利条例にかかわる実態・意識調査を行った。この調査の特徴は、子どもからの調査においても、（学校を通じての調査ではなく）住民基本台帳に基づく無作為抽出調査方式をとっており、資料的価値が高いこと、子どもの安心や自己肯定感をはじめ子どもの育ちの基本にかかわる項目を含んでいること、調査項目を継続してデータの集積と経年比較ができるようにしていること、子ども・おとな・職員に同様のアンケートをして三者の意識のズレを把握できるようにしていること、多様な文化的背景を持つ子どもや施設で暮らしている子どもへのヒアリング等を同時に行ってアンケート調査を補っていることなどがあげられる。

②　その上で、行政、市民との対話を行った。従来、権利委員会では諮問事項を検証するにあたり、行政職員及び子どもを含む市民から意見を求めるために、一方的にヒアリングするのではなく、「対話」という対等の立場で意見を交わすという手法を用いてきた。今回は、この検証活動としての対話を「意見交換会」という形式で実施した。

子どもを含む市民との対話について、どのようなやり方で、誰に、どのようなテーマでこれを実施するかは、これまでの各期の委員会でも常に課題になってきたところである。今後も試行錯誤が続くと思われるが、検証への参加の意義とともに、条例への関心、検証活動または委員会への関心、さらに子どもの権利への関心を持つことにもつながることを踏まえて、多様な形で実施されることが望まれる。

また、子どもの意見表明では、実態・意識調査におけるヒアリング調査も有効であった。限られた範囲ではあったが、障がいのある子ども、多様な文化的背景を持つ子どもとの対話も行えたことは成果であった。

③　これらの結果を踏まえ、子どもの権利委員会で審議し、「子どもに対する支援の協働・連携」について市長へ答申した。

④　さらに、「第６次川崎市子どもの権利に関する行動計画」に関する審議も行った。第１期から第５期、そして今期の子どもの権利委員会の検証結果および第１次から第５次までの行動計画の実施状況を踏まえながら、第６次行動計画の策定についての意見を提出した。行政は、この意見を受けて行動計画を策定することになる。

このように、子どもの権利委員会の検証は、行政が実施している計画（plan）→事業の実施（do）→評価・検証（check）→措置（action）→計画策定(plan)という総合計画の進行管理体制に合わせ、それをいっそう効果的に進める外部評価的機能を兼ねている。

３　条例の理解・啓発機能を持つ委員会活動

子どもの権利条例は子どもをはじめとする市民参加のもとで丁寧につくりあげられ、議会でも全会一致で成立した。しかしながら、子どもの権利および子どもの権利条例についての理解は、子どもの権利委員会の行った実態・意識調査の結果を見ても未だ十分とはいえない。このようななかで、実態・意識調査、行政に示した自己評価実施要領、行政・市民・ＮＰＯとの対話など子どもの権利委員会での検証活動自体が、行政や広く市民・ＮＰＯに子どもの権利や子どもの権利条例についての理解・啓発の役割も果たしている。

４　国内外から高い関心と評価を受けている活動

なお、付言すれば、子どもの権利条例がそうであるように、子どもの権利委員会の活動も子どもの権利条約をはじめとする国際水準を常に踏まえている。そのこともあって、国内の多数の自治体における子どもの権利に関する条例の制定や実施に影響を与えているとともに、現に制定中の自治体にも参考にされている。

また、韓国においては「子どもの権利条例」や「生徒人権条例」を制定しようとしている自治体あるいは子どもの権利の研究・実践をしている韓国の研究者・実務家の参考にされ、さらにはユニセフ「子どもにやさしいまち」プロジェクトなど、国際的にも注目されている。

５　川崎市子どもの権利委員会の検証のしくみ

子どもの権利条例では、第７章で「子どもの権利の保障状況の検証」として、本委員会の設置と検証についての流れを規定しており、それに従って検証作業を進めた。

（1）子どもの権利委員会の条例における位置づけ

ア　子どもの権利に関する行動計画への意見具申（条例第３６条第２項）

イ　市長その他の執行機関の諮問に応じて、子どもの権利の保障の状況について調査審議（同第３８条第２項）

ウ　市長その他の執行機関に対し、諮問事項に係る施策について、評価等を行うべき事項を提示（同第３９条第１項）

エ　評価に際しての市民意見の聴取、特に子どもの意見聴取への配慮義務（同第３９条第３項、第４項）

オ　市長その他の執行機関からの評価及びエの意見を総合的に勘案した、子どもの権利の保障の状況に関する調査審議（同第３９条第５項）

カ　調査審議から得た検証結果を市長その他の執行機関に答申（同第３９条第６項）

（2）検証イメージ

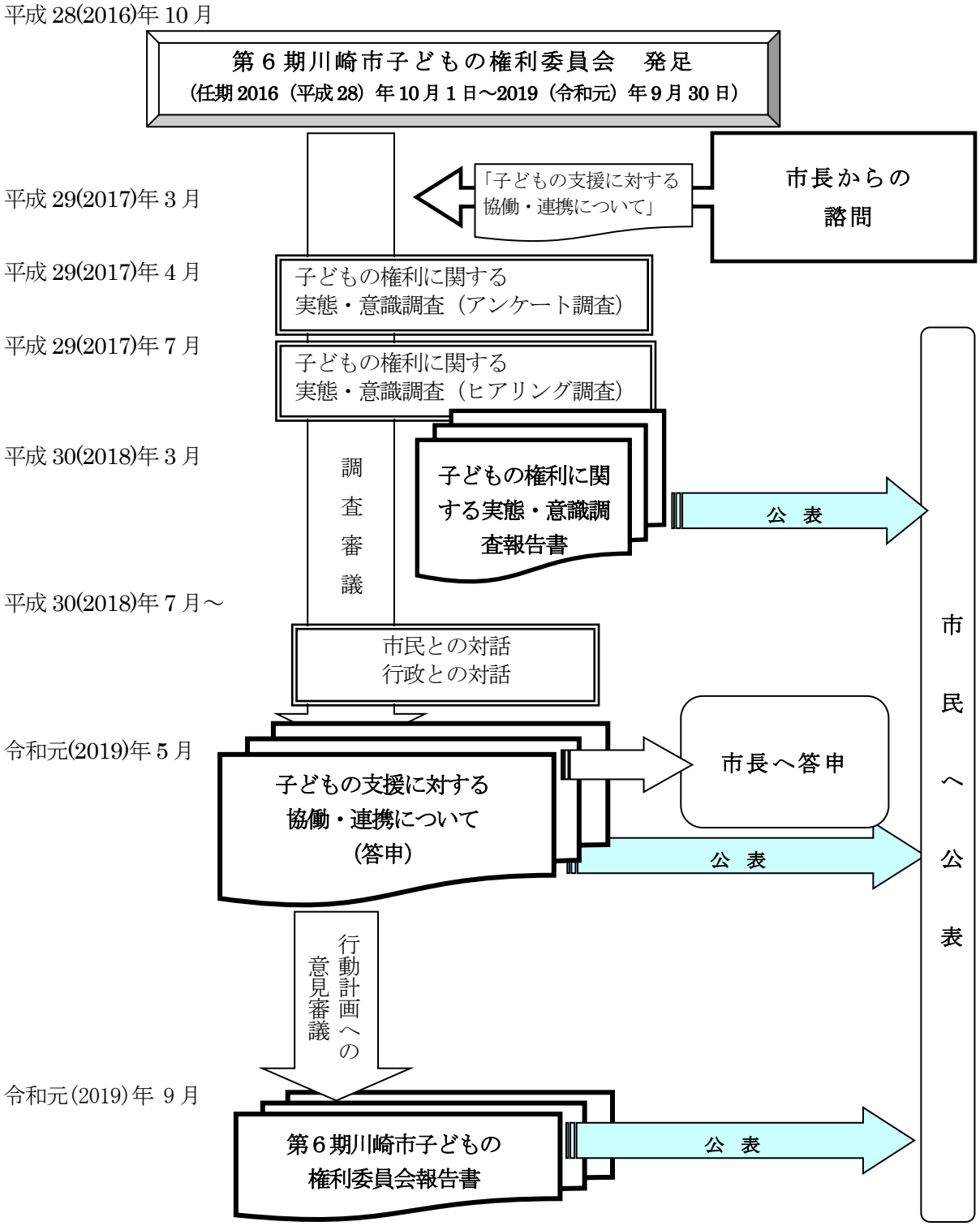
平成 28(2016)年 10 月
第６期川崎市子どもの権利委員会　発足
（任期 2016（平成 28）年 10 月 1 日～2019（令和元）年 9 月 30 日）
平成 29(2017)年 3 月
「子どもの支援に対する協働・連携について」
市長からの諮問
平成 29(2017)年 4 月
子どもの権利に関する実態・意識調査（アンケート調査）
平成 29(2017)年 7 月
子どもの権利に関する実態・意識調査（ヒアリング調査）
平成 30(2018)年 3 月
調査審議
子どもの権利に関する実態・意識調査報告書
公　表
平成 30(2018)年 7 月～
市民との対話
行政との対話
令和元(2019)年 5 月
子どもの支援に対する協働・連携について（答申）
市長へ答申
公　表
行動計画への意見審議
令和元(2019)年 9 月
第６期川崎市子どもの権利委員会報告書
公　表
市民へ公表

Ⅱ　第６期川崎市子どもの権利委員会の調査及び検証活動

子どもの権利委員会では、条例第３８条第２項に規定されるように、「子どもの権利に関する施策における子どもの権利保障状況について調査審議する」役割を担う。そして、同第３９条に基づき、「市長その他の執行機関」からの報告やそれに対する「市民の意見（特に子どもの意見が得られるように配慮して）を総合的に勘案して」調査審議する。

第６期では川崎市子どもの権利委員会規則第６条に規定される部会を活用して、より詳細な調査審議が行われたことが特徴である。設置された部会は次の３部門で、すべての委員が何らかの部会に所属するように配慮された。

実態・意識調査部会（アンケート部会、ヒアリング部会）
行動計画評価部会
行動計画策定部会

１　子どもの権利に関する実態･意識調査

「川崎市子どもの権利に関する実態･意識調査」は、子どもに関する施策の進行状況を検証するために３年ごとに行う調査である。平成 29(2017)年に６回目の調査として、子どもの権利条例の認知度や子どもの生活実態（相談・救済、参加、居場所等）等について実施した。

（1）調査の概要

ア　アンケート調査・・・平成 29(2017)年４月 郵送により実施

（ア）調査対象　3,500 人（川崎市内に居住の市民と市立施設等の職員）

・子ども（満 11～17 歳）　2,100 人
・おとな（満 18 歳以上）　900 人
・職員（市立施設・学校等）　500 人

（イ）回収結果　1,357 票（回収率 38.8%）

・子ども　691 票（32.9%）
・おとな　282 票（31.3%）
・職員　384 票（76.8%）

イ　ヒアリング調査・・・平成 29(2017)年７月 個別面接により実施

調査対象：個別の支援を必要とする 11 歳から 17 歳までの子ども　7 施設 51 人

・児童養護施設等に入所している子ども
・多様な文化的背景をもつ子ども
・障がいのある子ども
・不登校の子ども
・乳幼児とその親
・その他（小学生・中学生）

（2）結果の概要

ア　アンケート調査から

○条例の認知度について

条例認知度は、子ども 49.7％(前回 45.0％)、おとな 38.3％(前回 31.9％)、職員 97.6％(前回 95.2％)であった。条例の認知度はいずれも前回調査より増加している。

○条例認知の手段について

子どもでは、「学校の先生の話」や「学校で配布されたパンフレット」が多く、おとなでは「学校で配布されたパンフレット」が多く、学校を介して条例を知る割合が多数を占めており、条例認知に学校が果たしている役割はとても大きいことがわかる。

○自己に対する評価について

「自分が好き」「だいたい好き」と肯定的に捉える子どもが全体で 71.8％と、前回調査の 72.2％から減少した。

○権利侵害の実態について

子どもがおとなから叩かれたり、殴られたりする割合は、子ども全体で「あてはまる」「だいたいあてはまる」あわせて約 5％、おとなから心を傷つけられる言葉を言われる割合は、子ども全体で「あてはまる」「だいたいあてはまる」あわせて 10％、おとなに性的にいやなことをされたりさせられたりする割合は、子ども全体で「あてはまる」「だいたいあてはまる」合わせて 1％未満となっている。

○疲れること、不安に思うことについて

小学生・中学生で最も多い回答は「学校の勉強・宿題」であるが、小学生に比べて（約 45％）、中学生の回答が高かった（約 60％）。また、高校生は「受験・進路」が最も多い回答（約 65％）であるが、中学生でも「受験・進路」をあげる割合が高くなっている（約 55％）。

○居場所について

子どもがホッとできる場所として最も多い回答は「リビング・居間」「自分の部屋」（それぞれ約 70％）で、小学生世代では「リビング・居間」が約 80％、「自分の部屋」が約 60％であるのに対し、高校生世代になると「リビング・居間」が約 60％で「自分の部屋」が約 80％に増加する。年齢が上がるにしたがって、「リビング・居間」より「自分の部屋」をあげる割合が増加する傾向にある。

○相談相手について

小学生世代で最も回答の割合が高かったのは、「親」で約 85％、次いで、「友だち」で約 72％であった。中学・高校生世代で最も回答の割合が高かったのは、「友だち」で約 75％、次いで「親」で約 70％であった。「誰にも相談しない」という回答は約 10％となっている。

イ　ヒアリング調査から

個別の支援が必要な子ども等へのヒアリング調査では、子どもの生活実態（居場所、友人関係など）や意識（不安に思っていること、自己肯定感など）について聴取し、それぞれの課題と必要な支援を把握した。

（3）公　表

ア　情報プラザ、区役所、市民館、図書館等で冊子として配架

イ　ホームページに掲載　http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000096203.html

２　市民、行政職員との意見交換会について

（1）市民との意見交換会

川崎市子どもの権利委員会が市長からの諮問に基づく検証を行うときは、市民からの意見を求めるものとされている(条例第 39 条第 3 項)。

そこで、市長から諮問された「子どもの支援に対する協働・連携について」に関する施策（事業）を検証するにあたって意見を求めるため、市民との意見交換会を実施した。

＜第１回＞

日 時	平成 30 年 7 月 23 日（月）　午前 10 時～12 時
会 場	中原区役所 5 階　501 会議室
対 象	子どもに関わる支援について活動する団体　計８人
内 容	・行政との連携について ・活動する上での課題について ・不登校児童生徒への対応について ・子どもの権利学習について ・行政への要望　ほか

＜第２回＞

日 時	平成 30 年 7 月 23 日（月）　午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
会 場	中原区役所 5 階　501 会議室
対 象	子どもに関わる支援について活動する団体　計６人
内 容	・行政との連携について ・活動する上での課題について ・居場所づくりについて ・行政への要望　ほか

＜第３回＞

日 時	平成 30 年 8 月 3 日（金）　午後 6 時～午後 7 時 30 分
会 場	第 3 庁舎 15 階　第 1 会議室
対 象	子どもに関わる支援について活動する団体　計４人
内 容	・行政との連携について ・活動する上での課題について ・居場所づくりについて ・行政への要望　ほか

（２）行政職員との意見交換会

権利委員会は、市長からの諮問事項に関する施策（事業）を検証するにあたっての基礎資料を作成することを目的として、関連事業を実施している１４の行政部署の職員との意見交換会を実施した。

＜第１回＞

日 時	平成 30 年 8 月 30 日（木）午後 2 時～4 時 30 分
会 場	JA セレサみなみ 3 階会議室
対 象	健康福祉局　地域包括ケア推進室 こども未来局　総務部企画課 児童家庭支援・虐待対策室こども家庭センター 教育委員会事務局　学校教育部高津区・教育担当 生涯学習部生涯学習推進課 総合教育センター教育相談センター （川崎、幸、高津、宮前、多摩、麻生）区役所 地域みまもり支援センター担当
内 容	・地域みまもり支援センターの設置について ・地域みまもり支援センターの状況について ・地域との関係性ができた中での職員の異動への対応について ・保健師の業務負担について ・PTA について ・寺子屋事業及び地域教育会議とのかかわりについて ・不登校児童生徒問題における、地域みまもり支援センター・学校・NPO 等との連携について ・相談機関としての行政の役割について ・こども文化センターなどの子育て支援施設等の周知について ・川崎市子ども会議について ・地域との連携による利点及び今後の課題について　ほか

＜第２回＞

日 時	平成 30 年 10 月 15 日（月）午後 5 時 30 分～6 時 30 分
会 場	第 3 庁舎 13 階こども未来局会議室
対 象	教育委員会事務局　学校教育部川崎区・教育担当 生涯学習部生涯学習推進課 （参考人：子どもに関わる支援について活動する団体　１名）
内 容	・各区教育担当について ・寺子屋事業について　ほか

３　子どもに対する支援の協働・連携について（答申）

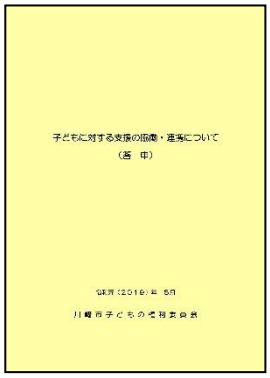
子どもに対する支援の協働・連携について
（答　申）

令和元（2019）年 5月

川崎市子どもの権利委員会

実施日　　令和元（２０１９）年５月１７日
実施場所　市長応接室
出席委員　佐々木委員長、三星副委員長、五十嵐委員、
　　内田委員、大﨑委員、白戸委員、鈴木委員、
　　出口委員

【答申における視点】

子どもをはじめとする市民参加の視点を重視し、地域の中で子ども自身をはじめ、子どもに関わる人や組織の持つ力を一層伸ばすものとなっているかに注目するとともに、子育てや教育等に関わる施策（事業）の所管部署との意見交換等も重視しながら課題の把握に努めた。

【子どもに対する支援の協働・連携についての提言】

１　子ども参加の仕組みの活動実態を調査し、課題解決のために必要な支援をすること

・川崎市子ども会議等の実態を調査し、子どもとの話し合いのもとに課題解決の方策を講じること
・他自治体の子ども会議との交流を推進すること
・子ども同士の情報共有や活動交流がしやすいように、ＳＮＳなどのツールを積極的に活用すること
・調査する過程で、子ども自身が子どもの権利について詳しく知ることができるように、情報提供すること

２　相談機関や救済制度を、子どもやおとなにとって利用しやすいものとなるよう取組を進めること

・メールやＳＮＳによる外国語対応を含む相談などの導入を検討すること
・不登校の子ども、外国につながりのある子ども、障がいのある子どもについて、一人ひとりの状況をとらえながら支援等を行うこと
・居場所型の支援の仕組みの身近な地域ごとへの設置を検討すること
・利用者に寄り添う相談支援ができるよう、相談者の研修において、子どもの権利の周知を行うこと

３　地域における子ども・子育て支援活動の推進に向けた連携及び情報発信等への支援を進めること

・町内会・自治会、地域活動団体、社会福祉協議会、区役所等の連携を進めること
・団体同士の情報交換の場の設定や「情報発信」に関する研修会の開催に取り組むこと
・活動場所に関する支援や運営に関する相談などの対応を検討すること

４　子ども・子育て支援活動団体と行政等との地域ネットワークの構築を進めること

・活動団体と行政等が定期的に情報交換や意見交換のできる場を設けるなど、団体同士のネットワークを形成するため、地域におけるコーディネート役を担うこと

・地域における支援を要する子どもや家庭への支援を推進するため、必要な情報の取り扱いや共有方法についての検討、整備を進めること

５　児童虐待防止等子どもの権利保障を徹底するために、行政の専門性の確保と組織マネジメントに向けた取組を進めること

・子どもの権利保障の意識を持つことを徹底し、職員育成に向けた検討を進めること

・子どもに関わる行政機関その他の機関間の連携を強化すること

・地域包括ケアシステムの推進と児童虐待対応等との連関について、子どもの権利の理念をわかりやすく提示すること

Ⅲ　川崎市子どもの権利に関する行動計画に対する意見

１　第４次川崎市子どもの権利に関する行動計画の評価について

（平成２９（２０１７）年１１月）

「第４次川崎市子どもの権利に関する行動計画」に基づいて関係部署が３年間（2014 年～2016 年）取り組んできた施策について市が行った自己評価に関して、権利委員会による意見（総論的意見と施策に対する意見）を付して公表した。

http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000058090.html

（１）総論的意見

「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定（2001 年施行）して 2017 年で 17 年目、日本政府が条約を批准（1994 年）して 23 周年になる。そして、昨年は我が国において、児童福祉法の大改正があり、第１条の目的規定に、子どもの権利条約に基づくことが明記された。川崎市が先鞭をとってきたこの条例が、児童福祉法改正にも影響を与えたといえよう。

川崎市並びに子どもの権利委員会は、今後も自治体の先頭に立って、子どもの権利の保障にむけた活動を行っていく。その重要な取組の一つが、この評価である。直近の取組を振り返り、評価し、課題を確認することで、条例をさまざまな場面でいっそう活かすことにつなげていきたい。

第４次行動計画に対する自己評価の検証にあたっては、前回の第３次行動計画と同様、以下の点に留意しつつ検証・評価作業を進めた。

・市（各所管部署）が行った自己評価に子どもの視点が取り入れられているか。
・理解しやすいか（わかりやすさ）。
・数値目標に対する実績評価が適確になされているか。
・条例条文との相関性を示す努力がされているか。
・子ども関連事業で子どもに成果がわかるよう努めているか。

特に、子どもを権利主体とする条例に基づく、事業の評価として、「子どもの目線からの自己評価」の視点から自己評価を行っているのかについて重点的に検証・評価を行うこととした。

（２）重点施策に対する意見

［重点施策１］子どもの権利の理解を広める取組

親、子どもに関わる教師・支援者、そしてすべての子ども自身が、子どもの権利主体性を認識すること、そしてその認識を土台として、個々の場面での具体的権利行使ができるようになること、そのための重点施策の 41 項目である。確かに、どの項目の事業も着実かつ継続的に行われ、特に条例のパンフレットの作成・配布や権利学習派遣事業のように量的増進が顕著な点は評価できる。しかし、41 項目を通じて、果たしてそれぞれの所管課は、ＰＤＣＡのサイクルを子ども視点で、質的な検証を行っているのか、重点に位置付けたという点からは、疑問なしとはいえない。理解を広めるという難しさはあるが、だからこそ、所管課自らが、自分たちの事業を子どもの視点から点検できるように見える化して組み立て改善していくことが求められる。子どもの権利の理解を広めることは、子どもの命を救うことにつながる重要な取組である。今後もあらゆるチャンネルを使って重点的に取り組んでいってほしい。

［重点施策２］子どもを権利侵害から守る取組

虐待やいじめ問題などは増加傾向にあり未然防止に向けた取組の強化が課題である。権利侵害を受けながら子ども自らの SOS 発信につながっていない実態があることからも、子どもが相談しやすい環境の整備や、子どもの相談機関等による庁内ネットワーク会議の効果的な運営、子どもの権利に関する組織間連携の推進が必要であり、育ち学ぶ施設においても幼・保・小学校との情報共有や職員研修、小・中・高校での権利学習の一層の推進が求められる。「子どもは条例を知ることで初めて自分の持つ権利に気づいて行動することができる」といったことからも権利学習のための人員確保や育成を加速させることや、生まれる前からも含めた子どもや親等を含むすべての人への、切れ目のない一体的な支援を実施するため、各施策や事業に地域住民や団体、民間事業体、ＮＰＯ等との協力・連携による取組がますます必要である。

［重点施策３］居場所を失った子どもへの支援の取組

中学生死亡事件を受けてまとめられた再発防止の取組にも子どもにとって安心して過ごせる場所を様々な形で提供できるまちづくりが望まれるとしており、こども文化センターや子ども夢パークなどの地域の居場所の提供、不登校児童生徒の居場所として適応指導教室などの取組の在り方が重要である。市内中学校における不登校生徒の割合は全国平均より高い水準にあることや、すべての子どもの居場所づくりとして居場所の拡大や機能の強化は課題である。加えて地域での孤立や貧困の問題等があがるなか、学校や地域の中での場所を活用した寺子屋事業等の取組も推進されているが、多様な主体による地域の実情にあった居場所の拡充と、おとなが子どもと向き合える意識を高めることが求められる。

２　第６次川崎市子どもの権利に関する行動計画策定に向けた意見

川崎市子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という。）は、条例第３６条の規定に基づき、条例を具現化する子どもに関する施策の推進に際し、子どもの権利保障が総合的かつ計画的に図られるために策定されている。

条例第３６条第２項では「行動計画を策定するに当たっては、川崎市子どもの権利委員会の意見を聴くもの」とされており、この場で意見を述べるものとする。

（１）計画策定にあたって

平成２８年改正児童福祉法は、第１条で子どもの権利条約の引用を行った。令和元年の今年は、子どもの権利条約が採択されて３０年（日本批准２５年）である。

いうまでもなく、川崎市は他の自治体に先駆けて子どもの権利条約の理念に基づき条例を制定した地域であり、これまでも子どもを中心とした様々な施策を展開してきた。しかし、昨今の虐待やいじめ等により命を落とす子どもの事件を踏まえ、次期の行動計画を策定するにあたっては、子どもの権利の主体性という原点に再び回帰し、子どもの視点から様々な施策の総点検を行い、行動計画の再構築を行っていかねばならない。

（２）子どもの権利をめぐる課題について

子どもの権利保障をめぐっては、取組をすすめるべき課題として、次の７つの項目を指摘する。

①条例の認知度について（条例第 6・7 条関連）

条例の子どもの認知度が、第４～５回の調査から上がってきていることは喜ばしいことだが、年齢が上がるほど数値は下がる傾向にある。小中学校、市立高校においては、条例について公民・道徳・現代社会の授業等に取り入れているようだが、県立高校においては、条例の冊子等の配布にとどまっているのではないか。

条例への理解を広めるうえでは、学習塾などの協力を得ながら、高校生が条例について再確認できる機会を与える等の工夫が求められる。

②子どもの養育の支援について（条例第 18 条関連）

非行、児童虐待やいじめ、子どもの貧困といった問題、不登校やひきこもりといった支援の必要な課題がある中、養育する親等が身近なところで相談する相手がいない、人との関わりがない、頼れる人や居場所がないなどといった状況にあることが考えられる。

安心して養育することができる相談・支援のあり方や、親等が気軽に集まれる場所などが求められており、実態に則した支援方法を検証した上で、地域と連携した具体策の検討が必要と考える。

③児童虐待について（条例第 19・20・23 条関連）

児童虐待対応において児童相談所及び子どもに関わる関係機関の専門性強化が求められている。

現場で子どもに関わる者が児童虐待の兆候を見逃さないこと、発見して迅速に関係機関につなげること、関係機関間で共通のリスク判断ができること、一時保護時又は解除時の

地域でのネットワークによる継続的な支えるシステム・運用等、子どもの命が関係機関の狭間に落ちないための一層の取組の推進が求められる。

④いじめについて（条例第 24 条関連）

一人ひとりはかけがいのない存在であり、多数の理屈や物差しで優劣がつけられてよい存在ではない。子どもの苦しい状況や辛い状況の早期発見と対応が求められる。

特に、教職員にはこうした多様な個々の子どもへの理解が求められるが、担当者任せの対応とならないような組織マネジメントが発揮される必要がある。どんな大人と関わったかにより子どもの命や価値の扱われ方が異ならないような、具体的な施策展開が求められる。

⑤子どもの居場所について（条例第 27 条関連）

子どもが守られ、ありのままの自分でいられながらいきいきと過ごせ、自ら成長していく力を育んでいくことができる居場所の必要性が高まっている。居場所を失った子どもを含めた予防的な取組としての居場所づくり、新たな地域づくり、子どもにやさしいまちづくりの実現が求められる。

市はもとより地域住民や子ども自らが主体的に参加できるような居場所運営のあり方や取組に向け、関係団体や町内会・自治会と関係機関間の協働・連携がより必要と思われる。

⑥子どもの参加・意見表明について（条例第 29 条関連）

子どもは単に「保護の客体」ではなく、大人と同様の「権利の全面的な主体」である。子どもの参加・意見表明の機会の確保は、かかる権利の保障を実質的に担保するものであって、これを促進していくことの必要性・重要性は、条例制定から間もなく２０年が経とうとしている現在も失われてはいない。

子どもが抱える課題の解決に向け、行政、市民、関係団体による協働・連携を機能させるためにも、これまでの参加形態や意見表明の方法の検証・見直しを含め、子どもがより主体的に参加し、自身の意見を安心して表明できる仕組みを構築することが必要である。

⑦相談及び救済について（条例第 35 条関連）

第６回の調査で、子どもに対して知っている相談・救済機関をたずねたところ、「児童相談所」、「２４時間子供ＳＯＳ電話相談」、「かわさきチャイルドライン」、「子どもあんしんダイヤル」の回答の割合が高かった。相談・救済機関の周知の取組が効果を表していると推察される。

それとともに、どのようなところなら相談しようと思うかをたずねたところ、「話をちゃんと聞いてくれるところ」、「自分が相談したことを秘密にしてくれるところ」、「気軽に話せそうなところ」、「親身に自分の相談を聞いてくれるところ」が回答の上位４件であった。ここに相談・救済機関に求められている姿が示されているのではないか。子どもに寄り添った専門性の高い職員の育成や、外国語対応を含めたメール・ＳＮＳの導入などを整備することが求められる。

（３）重点的取組について

現行の第５次の行動計画においては、①子どもへの切れ目のない支援の取組、②困難を抱える子どもを支援する取組、③子どもの居場所を支援する取組の３つの項目が設定されてい

る。

このうち、①については、区役所地域みまもり支援センターにおける「こども総合支援ネットワーク会議」の開催など、③については、「子ども夢パーク」や「適応指導教室」等の施設の運営の充実など、具体的な施策への反映がみられており、権利委員会としては、今後もその推移を注視していくところである。②についても、これまで多くの施策が進められているが、児童福祉法等の改正において川崎市には基礎自治体としての役割をさらに求められるなど、条例第 19・20・23・24 条関連への要請は依然として高い。

昨今の事件を踏まえた以上の事柄と市長からの諮問「子どもに対する支援の協働・連携について」に対する権利委員会からの令和元年５月の答申に基づき、次期の行動計画において特に市が重点的に取り組む必要があるものとして、次の項目を指摘する。

①パートナーとしてつなぎ・つながる協働・連携づくりの取組

市民との意見交換会では、地域の様々な団体・ＮＰＯ等をつなげる役割を行政に期待する声があげられた。川崎市が進める地域包括ケアシステムの核の一つとなる住民とのパートナー関係、その具体化としてのつなぎ・つながる関係のより一層の推進のためには、行政を含めた関係機関間で常に子どもの権利を中心に据え、どのような形で協働していけるのかが模索されなければならない。

協働・連携の一層の具体化という視点から、今一度施策づくり、施策点検を行っていくことが求められる。

②児童虐待・いじめ等に対する専門性を高める取組（条例第 19・20・23・24 条関連）

児童虐待・いじめ等を受け止める行政組織に専門的知見がなければ、子どもは声をあげることをやめてしまうことが一連の事件からも明らかとなっている。

児童虐待やいじめ等に対し、これまでも川崎市は各種対策をしてきているところ、その効果を個々の子どもたちがどの程度感じられているのか、信頼して相談できているのか、相談等の前提となる行政機関側の専門性の向上についての効果測定を行うとともに、職員に対する人材育成のさらなる推進などが求められる。

③子どもが地域づくりの主人公と実感できる参加の取組（条例第 29 条関連）

子どもの参加・意見表明は、子どもを大人と同様の「権利の全面的な主体」、「大人とともに社会を構成するパートナー」と捉え、かかる主体的な地位を実質的に保障するためにその機会の確保が要請されたものである。

第６回の調査では、学校、地域その他の話し合いの場に参加した経験のある子どもは少数にとどまり、条例に基づいて開催・運営される子ども会議のメンバーを集めることに苦慮する地域も存在することが明らかとなった。こうした現状は、地域・社会の主人公であるはずの子ども自身が、上記のような主体的な地位を有していることを実感できていないことにその遠因があるものと思われる。

間もなく条例制定から２０年を迎えるこの時期に、再度条例制定の原点に立ち戻って、より子どもが地域づくりの主人公と実感できるような参加の仕組みを構築することが期待される。

（４）その他

令和元年５月２８日、川崎市多摩区の登戸駅付近の路上において、小学生の児童や保護者らが相次いで刺されるという痛ましい事件が発生し、社会に大きな衝撃を与えた。川崎市は、現場の近くの小学校にスクールカウンセラーを派遣するなど、児童に配慮した対応を行ったが、日頃から地域で行われている通学路の見守りといった活動などは、子どもが安心して生きることができるまちづくりの実現にあたってとても重要な役割を果たして

いる。

権利委員会による答申では、行政だけではなく、事業者や町内会・自治会等の地縁組織、地域・ボランティア団体、住民など地域内の多様な主体が、地域の課題を共有し、どのように解決していくのかについて理解を深める必要があると提言した。行政と地域が連携し、子どもの権利保障の空白を生じさせないことは、すべての課題解決に関わっている。

Ⅳ　第６期川崎市子どもの権利委員会の自己評価

１　実態・意識調査について

＜アンケート調査＞

成　果

・川崎市子どもの権利条例の制定後、子どもの権利の視点から、「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」を今回で通算６回継続して実施し、経年変化を見ることができた点は、大変貴重で意義深い。

・経年変化を見るにあたっては、第５期までの調査と同様、比較検討が可能なように調査項目を工夫して実施することができた。

・第５期までの調査と同様、第６期においても、子どもの年代別、子ども・おとな・職員の意識の差を見ることができた。

・第６期川崎市子どもの権利委員会に対する市長からの諮問事項「子どもに対する支援の協働・連携について」を受けて、「地域における子ども参加、地域との関わり」について、新たに項目を設定・分析したことで、答申の【提言１】につながる知見を得ることができた。また、調査実施時期に特に社会的関心が高まっていた「体罰に対する意識」を問う項目もタイムリーに盛り込むことができ、世代によって大きく異なる貴重な調査結果を得ることができた。

課　題

・「子どもの意見の尊重」「子ども参加」は、川崎市の子ども施策全般を検証するうえで最も重要な視点であるが、今回調査で聞くことができた実態は、紙幅の都合もあり、とても限定的なものにならざるをえなかった。本来は、川崎市子どもの権利条例第２６条・２９条・３０条・３３条・３４条等を踏まえて、子ども参加の多様な場面の実態を分析できるような調査項目を設定する必要があった。

・回収率の向上に努める必要がある。

＜ヒアリング調査＞

成　果

・アンケートでは把握しきれない個別の支援を必要とする子どもたちの実態や意識を十分把握するために、権利委員会の委員が施設に訪問し、権利委員会委員と職員がペアになって初めて会う子どもとヒアリングを行う、という形態でヒアリング調査を行った(訪問先および子どもの様子に合わせて、子どもは１人～複数人でのヒアリングを実施)。

・ヒアリングを通じて、補足的に子どもたちの葛藤を生で感じ、置かれている環境の違いからくる生き方、考え方の違いを実感できた。

・「児童養護施設等に入所している子ども」に関しては児童養護施設で、「不登校の子ども」に対しては市内フリースペースでヒアリングを実施した。

・「多様な文化的背景をもつ子ども」に関しては、これまでは外国人学校や日本語教室で

実施したが、今回は対象者の居宅にて実施した。多様な文化的背景をもつ子どものおかれている状況の一端をうかがうことができた。

・「障がいのある子ども」に対しては放課後等デイサービスを実施している障害児通所支援事業所の協力を得て実施した。前回のヒアリング調査の反省を踏まえて、質問内容をゆっくりやさしい言葉で説明し、無理に言葉を引き出さないようにするなど、子どもの状況を配慮して行った。

・今回新たに、乳幼児を持つ親を対象にしたヒアリングを地域子育て支援センターにて試みた。「子育て不安」が子どもの権利保障と表裏をなすものであり、今後、注視していきたい。

・子どもたちから率直に意見を聴くことを通じ、子どもたちが置かれている現状と子どもの権利の広報・啓発に関する考えや意見について、把握することができた。そのなかで、「学校等で、普及啓発に取り組むことが効果的である」という意見が多く聞かれた。

・「知っている相談機関」は、「児童養護施設等に入所している子ども」のほぼ全員が児童相談所を挙げ、次いでチャイルドライン、人権オンブズパーソン、スクールカウンセラーなどとなっている。しかし、「児童養護施設等に入所している子ども」以外の他の 6 施設では、チャイルドライン、いじめ相談ダイヤル、スクールカウンセラーなどが挙がる程度であった。これは「児童養護施設等に入所している子ども」においては、施設内できちんとした情報提供がされていたり、相談先について知る機会が多いからであろう。

・「条例の認知度・広報のあり方」は、条例を知らない子が半数近くいる中、学校で配布されたリーフレット等を通じて知った子どもも多く、学校配布の効果を感じることができる。・「子どもの意見表明・参加」については、それぞれの施設において、子ども自身が意見表明できるような工夫(意見箱、定期的な会合等)が見られ、そのことを子どもたちは知っていた。ただし、実際に本音を語ることができているのかについては、今回のヒアリングから把握することはできなかった。なお、言いたい相手については、小学生は友だちが多いが、高校生になると先生や施設職員、保護者などおとなが対象になる。

・「子どもの自己肯定観、自信、得意なこと」における「自己肯定感」については「好き、又は、だいたい好き」と答えた子どもが半数近くであった。「自分のことを大切にしてくれる親やおとながいる」「友だちが大切にしてくれる」を挙げている子どもが多く、子ども自身を尊重する雰囲気が認められる。

課　題

・時間的、人員的な限界があるなかで、ヒアリングの対象と方法を検討・整理する必要がある。

・ヒアリング対象である子どもにとっては、権利委員会の委員が信頼できるおとなかどうかが分からない状態で実施したため、自分の本音を語ることができたのかどうかの検証が必要である。

・外国につながりのある「多様な文化的背景をもつ子ども」からは「日本語ができない

ので言いにくい」という声もあり、多様な文化的背景のある人が暮らしている川崎市という特性を踏まえた対応が必要である。

・アンケート調査の裏づけを図るために、通常学校に通っている多数の子どもに対するヒアリングを行うことも必要である。児童会役員、生徒会役員対象でも構わないが、条例に基づき子どもにきちんと向き合っているおとながいるということを、子どもに理解してもらう取り組みが重要かつ必要である。

・「条例の認知度・広報のあり方」において、学校を通じて配布されたリーフレットを通じて知った子どもが多いが、「配られただけ」「名前だけ知っている」という子も多く、実際の普及において「授業で取り上げる」「おとな向けに説明会を開く」というように、リーフレットを配布するだけではなく、その内容をきちんと子どもとおとなに届ける活動のが必要である。また、リーフレット等による認知効果を踏まえ、学校のみならず、子どもたちが利用する施設等においても、リーフレット等を配布するとともに、それらの施設職員等が折りにふれて条例の広報を行うことが大切である。

・ヒアリングの中で、子どもが話している「おとな像」は、保護者、施設の職員、学校の先生という程度にとどまっており、地域のおじさん・おばさん・お兄さん・お姉さんが身近に感じられている状況にあるとは感じられなかった。子ども自身が地域住民の一人としての自覚をもつためにも、子どもは地域の中の多くのおとなに見守られて生活しているという安心感を与えていくことは重要なことである。さらに、地域の課題は地域で解決していくことが求められる中、子ども自身が地域の一員だということを実感できるような取組が望まれる。

２　施策の検証について

＜行政との対話＞

成　果

・各部署が取り組んでいる、子育てや子どもに関する業務について知ることができた。

・地域みまもり支援センター設置により業務担当制から地区担当制になり、対応すべき対象の範囲が広くなった。それによる現状や課題について聞くことができた。

・関係部署や市民活動団体との連携についての現状を知ることができ、それによる課題が見えた。

課　題

・行政との意見交換会は１回の予定だったが、子どもの参加や居場所関連の状況把握が不十分と感じ、再度教育委員会の方に集まってもらった経緯がある。諮問に対する検証という一つのテーマではあるが、ポイントを絞り、より深く検証するためには、区役所地域みまもり支援センターと教育委員会を分けての意見交換が望ましい。

・子どもの参加や居場所関連事業を実施している部署との意見交換は、子どもの権利条例の「参加」「居場所」の持つ意味を共有したうえで進める必要がある。

・地域みまもり支援センターの設置により職員の負担が増加している。中でも虐待件数

の増加による対応が喫緊の課題となっており、それにより不登校の子ども等への支援などが十分できない現状であることが分かった。この課題については引き続き権利委員会としても目を向けていく必要がある。

＜市民との対話＞

成　果

・対話ではなく「意見交換会」としたことで、どういう場であるかが分かりやすく、また、日時を午前、午後、夜間の３回設定としたので、選択肢が広がり参加しやすかったのではないか。意見交換するには十分な参加を得られたと思う。

・様々な経験と視点を持っている人たちが、それぞれの問題意識をテーマとして、子育てや子どもの支援活動を行っている。その活動内容とともに、子育てや子どもたちの現状について知ることができた。

・団体同士、団体と行政、団体と地域（町内会、自治会）との連携の現状の話から、それぞれの存在を認知し、関心を持ち、協力し合いながら支援活動を行うことができたら、支援力向上となり、より良い支援ができると考えていることが分かった。今回の意見交換会も、初めて出会った団体同士が、今後連携の可能性もあり、子どもの権利保障に繋がっていく場の提供ができたと感じた。

課　題

・支援活動団体が、町内会・自治会という地縁関係が基礎となっている「地域」に受け入れられ、つながり、連携できることにより、広報、資金、人材等の面でも利点がある。この連携が今後多く実現していくためにも行政への提案や団体等への働きかけが必要である。

・今回の諮問が協働・連携ということでの意見交換会ではあったが、施策の検証を進めるうえで、今後も、直接子どもや子育て中のおとなと関わりながら支援活動をしている団体との情報交換を重ねることが必要であると感じた。

＜子どもとの対話＞

課　題

・継続的に実施してきた「子どもとの対話」を今期、初めて実施することができなかった。実態・意識調査におけるヒアリング調査において、限られた範囲ではあったが、障がいのある子ども、多様な文化的背景を持つ子どもとの対話を行えたことは成果であったものの、子どもの意見を聴き、子どもの視点から、川崎市の子ども施策全般を検証する本委員会として、この点は大いに反省しなければならない。

３　行動計画への意見について

成　果

・「第４次川崎市子どもの権利に関する行動計画」に基づく諸施策等について担当部局が行った自己評価に対して、委員会は報告書を作成し意見を述べた。

・評価にあたっては、今期の視点（子どもの目線からの自己評価）とともに、前期権利委員会の第３次行動計画に対する評価･提案を参照の軸とし､従前の活動との連続性、継続性をはかることができた。

・「第６次川崎市子どもの権利に関する行動計画」策定にあたって、考慮・検討すべき課題 について意見を述べた。

・子どもに関わる痛ましい事件が全国で続いているが、こうした社会的問題や関心に留意し、川崎市の現状を積極的に収集し委員会で議論してきた。子どもが主人公ということは具体的にどういうことなのか、地域をつなぎ・つながる視点の重要性、専門性を高める工夫などの視点については、特に今後の行動計画や諸施策にとって重要であることについて委員会全体で確認し共有した。

課　題

・現在委員会は行政と連携しつつも独立した立場で川崎市の多様な子どもの意見を代弁して議論をしてきている。常に子どもの視点で委員同士で率直な意見交換ができる環境を引き続き維持していくことが本委員会の特徴であることを確認して今後も議論していくことが大切である。

・子どもの権利条例との関係で、川崎市の各種施策展開（特に新たな施策）のＰＤＣＡサイクルがどのようになっているのかの具体的検証については書面及びヒアリング等を通じて引き続き力を入れていく必要がある。

・委員会活動の継続性や重点的に議論したテーマ等の確認がしやすいよう、従前の委員会活動の成果や課題を整理し、より分かりやすい形で経年での要約・一覧化を一層進めることが新たな委員や住民（子ども）にとっても有効である。

４　委員会の組織･運営について

成　果

・６期本委員会の役割に関して、任期中の役割と意義について最初に共通理解を持てたことは、委員一人ひとりの自覚と意欲につながった。

・委員一人ひとりの関心のある領域や視点を活かして部会活動等を分担したことにより、委員間の密な対話につながり建設的な議論にも発展し、活力ある運営ができた。

・委員会の当面のスケジュールの全体像を組み立て、その意義を再確認し、さらに各部会で詳細を検討、分担して進めていくことで、成果分析・検討がしやすくなり充実感も持てた。その過程では委員の意見・感想が積極的に出され、参加意識を維持することができた。

・行政や民間団体との意見交換（対話）では「ヒアリングではなく意見交換」「委員会を活用してほしい」という委員会の姿勢を伝えることができた。関連部署や民間団体から忌憚のない意見を引き出すことができ、また、行政の姿勢や市民のニーズを把握する機会になり、当初立てた目標の成果を得ることができた。

課　題

・子どもの権利に関わる支援の意義やあり方の検討に際し、委員会として当事者である「子ども」より明確に位置づけ、子どもの意見をもっと多く反映できるような組織運営を考える必要がある。調査や意見交換（対話）の折に意見を聴取するだけでなく、川崎市子ども会議や、地域教育会議の子ども会議を傍聴するなどして、子どもの声を聴く活動を委員会以外でも行い、それを委員会の議論に生かせるようさらに検討したい。

・条例の施策とその浸透につなげるために、「条例」および「子どもの権利」の視点からの課題や解決策、目指すべき方向性などについて問題意識等を共有しあえる場面として、「対話」等とは別に、関係部局の担当者と意見交換できる場を年に数回でも設けることが望ましい。

・「担当部局」という枠にとらわれず、教員を含めて子どもと関わる職員と意見交換を行う場が求められる。

・子どもの権利に関わる活動をしているNPOや団体との意見交換や協同が求められる。

・地域教育会議と権利委員会をお互いに傍聴するなど、より多くの市民の意見をベースに話し合いができるような工夫を検討したい。

・「権利条例」に関する職員研修（教員対象を含む）に委員が参加（傍聴）するなどして、実際にどのような形・内容で研修が行われているのか確認できる 機会を得ることで、委員の意識啓発にもなる。

Ⅴ　第６期川崎市子どもの権利委員会を通して

五十嵐　努　委員

子どもの権利委員会の委員を務めさせていただくにあたり、「地域のおっちゃん」として日頃子どもたちに関わっている体験を、少しでも反映できたらと思い活動してきました。現在関わっている、地域教育会議、子ども食堂や、子どもの権利委員会を通して、子どもたちの置かれている状況が様々な問題を抱えていると感じています。「子どもの権利条例」に基づき、子ども、委員会、行政、市民、諸団体との連携を一層強めていきましょう。

内田　塔子　委員

第６期の委員会活動を通じて感じたことは、川崎市子どもの権利条例が施行されてからまもなく２０年になろうとしている今、条例制定過程から川崎が大切にしてきた子どもの意見の尊重・子ども参加の機会の保障が、川崎市内の子どもに関わるあらゆる場面で実現されているかどうかを、改めて見直す時期にきているのではないか、ということである。川崎市に根づいてきた住民参加・子ども参加・行政との協働を背景に、条例制定過程から多くの子ども・市民が関わって子どもの権利条例を制定し、「子どもの意見表明・参加」を核として「子どもにやさしいまち」づくりを全国に先駆けて実践してきた川崎市であるが、第６期に実施した実態・意識調査からは、イベント・行事に参加した経験がある子どもは一定数いても、学校や地域で話し合いに参加したことがある人が、子どももおとなも少ないことが明らかになった。子どもの意見の尊重・子ども参加は、「子どもにやさしいまち」づくりの基盤である。条例施行２０年を迎えるにあたり、今一度基本に立ち戻って見直し改善策を講じていくことを強く望んでいる。私は第４期から委員を務め（第２期・第３期では臨時委員としてお世話になった)、今期を以て退任するが、これからは市民活動の支え手の一人として、立場を変えてこれからも川崎市の「子どもにやさしいまち」づくりに関わっていきたいと考えている。

大崎　克之　委員

川崎市子どもの権利委員会を２期務めさせていただき、今期をもって退任することとなりました。委員となり、改めて全国に先駆けて制定された「川崎市子どもの権利条例」の重要な意義について学び直す中で、何度も本条例のすばらしさに感動したことが懐かしく思い出されます。

同時に、実際に行われる子どもに関する施政・政策については、条例施行から間もなく２０年が経とうとしている現在、新たな課題が生まれていることも痛感させられました。もっとも、悲観はしていません。先駆的な条例を制定し、その精神を子どもに関する施政に反映させたからこそ生まれた課題であって、少しおかしな表現ですが、条例自体と同様、一歩進んだ課題であるということができます。そうであれば、この新たな課題に対しても、やはり条例の精神・理念に立ち返り、行政・市民が一体となって真摯に取り組むことで、現在では全国的に見ても珍しいものではなくなった「子どもの権利条例」を再び全国に先

駆けて次の次元に押し上げることができるはずです。いち早く子どもの権利条例を制定した川崎市ですから、必ず達成できると信じて疑いません。

今後は、一市民の立場から、次期子どもの権利委員会の活躍を応援していきたいと思います。

佐々木　光明　委員長

子どもはよく振り返る。４歳の子どもと出かけたときに、少し先に駆けていってはこの手に戻り、また少し先をよそ見しながら歩きながら、振り返るのです。わたしが「在る」「いる」ことを確かめるように。また、子どもが自身を確かめるように。

人はその自らが在る実感を身近な人間の関わりのなかで、目で、耳で、五感で感じ取っていくのかもしれません。手ざわりを確かめるように。信頼は、子どもでもおとなでもか関わりあうとき、欠かせないものですね。

一方、不安が増幅される現実のリアルな事態、関係性のなかで、追い詰められも苦しむことも生まれています。いのちの感受性の問題をどのようにおとな社会が自覚化し、生きる実践のかたちにしていくのかが問われているように思います。

委員のみなさんは、それぞれの敏感さを持ち合わせる方ばかりで、その議論はとても刺激的でした。それが委員会の活動にも表れているように思います。感謝でいっぱいです。

サルヴィオ　ローズマリー　委員

サルヴィオ委員におかれましては､主に､外国につながる子どもの権利の保障について、元外国人市民代表者会議委員の立場からさまざまな提言をいただき、委員会として十分な検証を進めることができました。

白戸　隆　委員

こどもの権利委員会委員を３期に亘り務めさせていただきました。自身が学びながら理解を深めることに終始した感がありますが、川崎の子ども施策が子どもの権利条例をより意識したものとして推進されることを強く願うようになりました。このことは、近い将来を担う子どもたちが互いを尊重し自分らしく生きながらも社会を構成する、構築する主体として活躍する人になるのだということを改めて感じることになったからです。

私が業とする児童福祉の分野においても子どもの権利が明文化され子どもの最善の利益のためにということが明確にされました。

社会の状況を鑑み市長からの諮問に答申するという形になっておりますが、事務局はもとより委員長、副委員長のもと各分野の委員さんが川崎の子ども、市民のために熱心に取り組んできたことはメンバーの一員として誇りに思います。任期は満了しますが、この経験から自分なりにできる活動を実践して参ります。

鈴木　秀洋　委員

私達の権利委員会自体がダイバーシティ＆インクルージョンで、安全で安心な空間でした。誰もが川崎の子どもたちの現在そして未来を見据えて、真剣な議論をし、かつ、行動してきた仲間・同志です。傍観者は一人もおらず、みんな当事者、そしていつも時間オーバー。今後も子どもたちの笑顔のために頑張っていきましょう。

出口　早百合　委員

身近に子どもの貧困、不登校等の問題がたくさんあることを目の当たりにしました。そして子どもの権利というものを学び、それは決しておとなが子ども守るというだけのものではなく、自分で自分を守ることが出来るようになることも含まれていることも理解できました。

林　大介　委員

子どもを権利主体ととらえ、子どもはおとなとともに社会を構成するパートナーであると明記した子どもの権利条例を、他市に先駆けて制定した川崎市のこの間の取り組みは、条例の認知度含めて効果が高まっていることを実感している。

一方で、実際に子どもの声が川崎市政全体に反映できているかというと、「子ども会議」の取り組みが弱体化しつつあることも含め、課題が見えてきている。

2021 年の条例制定 20 年、2022 年 4 月の「18 歳成人時代」を見据え、有権者ではなくても、子どもも市民であり、いま一度、あらゆる機会・場面において、子ども参加を意識した取り組みを、全庁挙げて行うべきときにきている。

そのためにも、子どもたちが過ごす生活時間の長い学校現場において、子どもの権利保障への取り組みや、教職員に対する研修、子ども参加による学校運営など、強力に推進すべきである。

また、子ども自身が安心して、自分の想いや考えを述べる環境を整えることが急務である。

三星　とく子　副委員長

子どもの人権を大切にしている方々との話し合いは、とても心地良いものでした。様々なマイノリティの子どもたちへの配慮や支援とともに、マジョリティも含め全部の子どもたちが、安心して安全に自分らしく生きていくために、おとな同士で考えたり議論できたことは、自分にとっても学びとなり、有り難く貴重な場でした。

子どもの権利条例制定に関わったり、子ども会議の一員となり活動した子どもたちの中で、大学生や社会人となっている人から、この条例や活動が、どのように自分の人生に影響があったかを聞く時間を持てると良かったと思います。それにより、この条例の意義や必要性を確認し、より説得力のあるものとなり、更に積極的な委員会活動になるのではないかと考えます。

資　料

１　第６期川崎市子どもの権利委員会への諮問書（写）

２８川こ青第８７５号

平成２９年３月１３日

川崎市子どもの権利委員会委員長　様

川　崎　市　長　　福　田　紀　彦

第６期川崎市子どもの権利委員会への諮問について

川崎市子どもの権利に関する条例（平成１２年川崎市条例第７２号）第３８条第２項の規定により、次の事項について諮問いたします。

諮問事項：子どもに対する支援の協働・連携について

諮問の理由：

社会状況や経済状況など、子どもと家庭を取り巻く環境が変化し、様々な不安や地域における孤立感などが高まっているため、子どもと家庭を社会全体で支援していくことが必要です。

本市では、子どもを含めた全ての地域住民を対象にした「地域包括ケアシステム」を推進し、地域で暮らす多くの人たちと交流しながら、誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めています。

一方、子どもの権利をめぐる課題として、児童虐待、いじめ、不登校、非行、家庭の貧困などがあり、これらの課題解決に向けては、行政、市民、関係団体・機関との協働・連携による一体的な支援が不可欠です。

地域包括ケアシステムを推進する中で、子どもの支援の主体は多様であり、行政と市民、関係団体・機関との協働・連携のあり方を多様な視点から検証する必要があります。

２　第６期川崎市子どもの権利委員会等の開催状況

	会議名	日時	会場	審議等の内容
平成２８(２０１６)年度	**第１回 子どもの権利委員会**	**10 月 17 日(月) 18:45～20:30**	**第３庁舎 15 階 第２会議室**	**正副委員長選出 / 第６期の活動計画について / 実態・意識調査について**
	第１回 実態・意識調査部会	12 月 18 日(木) 17:30～19:30	第３庁舎 14 階 こども未来局会議室	実態・意識調査の内容及び質問票について
	第２回 子どもの権利委員会	**１月 12 日(木) 18:30～21:15**	**第３庁舎 15 階 第３会議室**	**第５次行動計画(案)に対するパブリックコメントについて / 実態・意識調査について**
	第２回 実態・意識調査部会	２月９日(木) 17:00～19:00	第３庁舎 15 階 第３会議室	諮問について /実態・意識調査の内容及び質問票について
	第３回 子どもの権利委員会	**３月 13 日(月) 18:00～20:00**	**第４庁舎４階 第２会議室**	**第５次行動計画(案)に対するパブリックコメントについて / 実態・意識調査について**
平成２９(２０１７)年度	第３回 実態・意識調査部会	４月 21 日(金) 16:00～18:00	第３庁舎 11 階 会議室	実態・意識調(アンケート調査)査の集計について / ヒアリング調査について
	第４回 子どもの権利委員会	**５月 11 日(木) 18:00～20:45**	**第３庁舎 13 階 こども未来局会議室**	**第５期権利委員会の答申に対する措置状況について/ ヒアリング調査について**
	第４回 実態・意識調査部会	６月９日(金) 15:00～17:00	第３庁舎 13 階 こども未来局会議室	ヒアリング調査について
	ヒアリング調査①	７月３日(月) 13:00～15:00	市内 フリースペース	不登校の子どもへのヒアリング調査
	ヒアリング調査②	７月 13 日(木) 13:30～15:30	市内 放課後支援施設	小学生・中学生へのヒアリング調査
	ヒアリング調査③	７月 16 日(日) 11:00～14:00	市内 個人宅３か所	多様な文化的背景をもつ子どもへのヒアリング調査
	ヒアリング調査④	７月 19 日(水) 16:00～18:00	市内 障害児通所施設	障がいのある子どもへのヒアリング調査
	ヒアリング調査⑤	７月 25 日(火) 18:00～20:00	市内 児童養護施設	児童養護施設等へ入所している子どもへのヒアリング調査
	ヒアリング調査⑥	７月 26 日(水) 10:00～13:00	市内 子育てフリースペース	乳幼児とその親へのヒアリング調査
	第５回 子どもの権利委員会	**８月３日(木) 17:30～20:30**	**第３庁舎 13 階 こども未来局会議室**	**第４次行動計画の評価について / 実態・意識調査の調査結果について**

	会議名	日時	会場	審議等の内容
平成29(2017)年度	第5回 実態・意識調査部会	**9月4日(月) 16:30～18:30**	第3庁舎13階 こども未来局会議室	第４次行動計画の評価に対する委員会意見について
	第6回 子どもの権利委員会	**10月5日(木) 18:00～20:00**	**第3庁舎13階 こども未来局会議室**	**川崎市子ども・若者生活調査について / 第４次行動計画の評価について**
	第6回 実態・意識調査部会	11月16日(月) 18:00～20:00	第3庁舎13階 こども未来局会議室	実態・意識調査報告書の内容について
	第7回 子どもの権利委員会	**12月4日(木) 18:00～20:30**	**第3庁舎13階 こども未来局会議室**	**川崎市総合計画第２期実施計画素案について / 実態・意識調査報告書について**
	第8回 子どもの権利委員会	**2月15日(木) 18:00～21:00**	**第3庁舎13階 こども未来局会議室**	**実態・意識調査報告書について / 答申について**
平成30(2018)年度	第1回 幹事会	4月23日(月) 18:00～20:00	第3庁舎13階 こども未来局会議室	答申について / 意見交換会について
	第9回 子どもの権利委員会	**5月21日(月) 18:00～20:00**	**第3庁舎13階 こども未来局会議室**	**川崎市子ども・若者の未来応援プランについて / 意見交換会について**
	第2回 幹事会	6月11日(月) 10:30～12:00	第3庁舎13階 こども未来局会議室	市民との意見交換会について（内容の検討）
	第10回 子どもの権利委員会	**6月25日(月) 18:30～20:30**	**第3庁舎13階 こども未来局会議室**	**市民との意見交換会について**
	市民との意見交換会①	7月23日(月) 10:00～12:00	中原市民館5階 501会議室	子どもに対する支援の協働・連携に関する施策について
	市民との意見交換会②	7月23日(月) 13:30～15:30	中原市民館5階 501会議室	子どもに対する支援の協働・連携に関する施策について
	市民との意見交換会③	8月3日(金) 18:00～20:00	第3庁舎15階 第1会議室	子どもに対する支援の協働・連携に関する施策について
	第11回 子どもの権利委員会	**8月3日(金) 20:00～21:00**	**第3庁舎15階 第1会議室**	**第５次行動計画の実施状況について**
	行政職員との意見交換会①	8月30日(木) 14:00～16:30	JAセレサみなみビル 3階会議室	子どもに対する支援の協働・連携に関する施策について
	第3回 幹事会	9月3日(火) 13:30～15:30	JAセレサみなみビル 3階会議室	答申について（構成の検討）
	行政職員との意見交換会②	10月15日(月) 17:30～18:30	第3庁舎13階 こども未来局会議室	子どもに対する支援の協働・連携に関する施策について

	会議名	日時	会場	審議等の内容
平成30(2018)年度	第12回 子どもの権利委員会	10月15日(月) 18:00～20:45	第3庁舎13階 こども未来局会議室	答申について
	第13回 子どもの権利委員会	12月20日(木) 17:30～21:00	第3庁舎13階 こども未来局会議室	答申について
	第4回 幹事会	2月4日(月) 13:00～15:00	第3庁舎12階 健康福祉局会議室	答申について（内容・案文の検討）
	第5回 幹事会	2月18日(月) 10:30～12:00	第3庁舎12階 健康福祉局会議室	答申について（内容・案文の検討）
	第14回 子どもの権利委員会	3月28日(木) 18:00～20:45	第3庁舎13階 こども未来局会議室	答申について ／ 第６次行動計画について
平成31(2019)年度	第1回 行動計画策定部会	4月18日(木) 18:00～20:45	第3庁舎13階 こども未来局会議室	第６次行動計画策定に向けて
	第14回 子どもの権利委員会	6月28日(金) 14:00～17:00	第3庁舎15階 第3会議室	第６次行動計画について /第６期活動報告書について
	第15回 子どもの権利委員会	9月30日(月) 18:30～	第3庁舎13階 こども未来局会議室	第５次行動計画の実施状況について ／ 第６期活動報告書について

３　第６期川崎市子どもの権利委員会　委員名簿

令和元（２０１９）年９月現在

（敬称略、五十音順）

氏　　名	職　業　等	備　　考
五十嵐（いがらし）　努（つとむ）	市民委員	
内田（うちだ）　塔子（とうこ）	東洋大学ライフデザイン学部准教授	実態･意識調査部会 （アンケート調査部会長）
大﨑（おおさき）　克之（かつゆき）	弁護士（神奈川県弁護士会）	
佐々木（ささき）　光明（みつあき）	神戸学院大学法学部教授	◎委員長
サルヴィオ　ローズマリー	元外国人市民代表者会議委員	
白戸（しろと）　隆（たかし）	川崎愛児園施設長	
鈴木（すずき）　秀洋（ひでひろ）	日本大学危機管理学部准教授	行動計画評価策定部会長
出口（でぐち）　早百合（さゆり）	市民委員	
林（はやし）　大（だい）　介（すけ）	首都大学東京特任准教授	実態・意識調査部会 （ヒアリング調査部会長）
三星（みつぼし）　とく子（こ）	子育て・性的マイノリティ支援活動	○副委員長

任期：平成２８（２０１６）年１０月１日～令和元（２０１９）年９月３０日

第６期川崎市子どもの権利委員会報告書

令和元（２０１９）年9月

川崎市子どもの権利委員会

[事務局]　川崎市こども未来局青少年支援室〔子どもの権利担当〕
〒 210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地
電話　044-200-2344　　ＦＡＸ　044-200-3931